

## 第81回運営委員会の協議状況

日時 平成20年1月30日(水) 18:00~21:30  
場所 西宮市大学交流センター 講義室1  
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、村岡、草薙、谷田、土谷  
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、長尾、前田、植田、岩間、合田  
(事務局) 木本、平塚

内容(協議結果)

### 1 武庫川水系河川整備基本方針(案)の策定状況について

県より、河川整備基本方針に係る現在の状況について平成19年度第3回河川審議会資料(武庫川関連)および資料1~2-4により報告があり、以下のことを確認した。

- ① パブリック・コメント(以下、パブコメ)の結果の公表、基本方針の周知について、具体的な手法を検討し、次回運営委員会に報告することを要請する。

(主な意見等)

- Q1 資料1の⑤の、「住民と関係機関と連携した水防活動の強化」について本文を修正しないとのことだが、水防活動に対して住民は関わらなくてよいのか。またどこが水防担当なのか。(委員)
- A1 武庫川において水災時は、市の消防機関が水防活動を実施し、住民は速やかに避難することが基本と考える。(県)
- Q2 この件について、原案に修正補強意見を出された村本会長の意見は。(委員)
- A2 了解された。(県)
- Q3 河川審議会で問題提起され、断る理由がこれでいいのか。(委員)
- A3 水防法でやむを得ない必要がある場合は、住民を水防に従事させることができるようになっており、そのことを否定するつもりはないが、基本的に住民は速やかに避難することから、基本方針の中に特記する必要はないと考える。(県)
- Q4 基本方針の取り扱いはどうなっているのか。年内に同意申請という話だったが、国への手続きは。(委員)
- A4 内部決裁が終われば国に同意申請する。(県)
- Q5 その後のスケジュールは。基本方針の告示はいつごろか。(委員)
- A5 国の同意がおりれば、告示する。しかし国がいつ同意してくれるかは未定である。ただし、国に申請する段階で内容は、ほぼ確定していると考えられる。
- その後、整備局と整備計画を協議していく。整備局には事前に基本方針の状況報告をしている。(県)
- Q6 内部決裁はいつごろか。(委員)
- A6 来週中には決裁されると思う。(県)
- Q7 県民への告知はいつごろになるのか。(委員)
- A7 分からない。国の同意がおりれば県の公報で告示する。(県)
- Q8 県民への周知はどうするのか。(委員)
- A8 他の水系と同様であれば公報による告示のみ。(県)
- Q9 県の公報だけでは不十分ではないか。(委員)
- A9 あとホームページでも公表する予定。(県)
- Q10 パブコメ資料を「武庫川の治水を考える連絡協議会」で説明したところ、その資料を配付して欲しいとの意見が多かった。流域委員会が開催されるのであれば、配付して欲しいとの意見が多かった。(委員)

A10 パブコメの実施要綱上は、パブコメの結果は基本方針について国の同意を得てから県のホームページで公表することになっている。

なお、この資料は、河川審議会資料として既に県民情報センターで公表している。(県)

Q11 パブコメ資料が欲しいという人に対して、それで十分と考えているのか。パブコメは住民が公けの手続きに基づいて提出したものである。自分の意見がどのように反映されたのか、またどのような理由で反映されなかったのか結果を見たいのは当然である。公表がホームページだけでいいかよく考えて欲しい。(委員)

A11 パブコメ結果の公表については、手続き上の話しを含めて担当課に確認する。(県)

Q12 パブコメの実施要綱は最小限の基準を示したもので、パブコメ結果の公表時期は、国の同意を得てからでしかできないとは決まっていはいはず。参画と協働のモデルとして取り組んでいる武庫川づくりでは、パブコメの取り扱いももっと前向きに考えて欲しい。(委員)

A12 パブコメ意見を整理した河川審議会資料はオープンになっている。ただし、行政が資料のコピーを配布するというのは情報公開請求への対応とのバランスを考えると難しい。(県)

Q13 千種川では基本方針のリーフレットを流域内市町の全戸に配布した。公表だけではなく、周知する事が大切である。公報やホームページは最低限のこと。周知は住民参加の川づくりを進めるうえで最低限必要なことである。(委員)

A13 全戸配布は無理である。リーフレットの作成や県民だよりに基本方針の要旨やアドレス、閲覧場所を掲載するなどの周知が考えられる。(県)

・周知の手法についてはよく考えて欲しい。興味がある人だけでなく、誰でも自然に見られるようにしてもらいたい。(委員)

## 2 武庫川峡谷環境調査の実施状況について

県より、本日の資料3について説明があり、以下のことを確認した。

① 県が実施している武庫川峡谷環境調査について、“県が勝手に実施しているもの”としているが、本当にそれで良いのか、委員会としてのスタンスをこれまでどおりとするかどうか再整理が必要であり、今後の運営委員会の宿題とする。

② 県としては、武庫川峡谷環境調査について、ある程度まとまった段階で中間報告をする。

(主な意見等)

Q1 実施したヒアリングの内容はどのようなものか。(委員)

A1 ヒアリング結果は、データも確認しながら今後検討していく必要があるので今は説明できない。武庫川峡谷環境調査の取りまとめの中で説明したいと考えている。(県)

Q2 調査内容等についての専門家の見解を見てみたい。今後も経過報告みたいに適宜報告して欲しい。重要な部分は節目、節目に報告して欲しい。まず専門家がどう感じているかを知りたい。そして県が専門家の意見に対してどう対応しているか知りたい。整備計画の原案提示の段階でいきなり全部だされても困る。(委員)

A2 ある程度まとまった段階で中間報告させていただく。(県)

・この調査の位置付けについては既に流域委員会で確認しているはず。県の調査について委員会がとやかく言うものではなかったはず。中間報告の持つ意味が分からない。県はこの調査を整備計画に必要なものと判断し、自信を持ってやっていると理解している。途中のヒアリング内容まで報告が必要なのか。新たな調査内容を言うために中間報告が必要とも聞こえるが、それは委員会が言うことではないはず。(委員)

・H21.9に向けて環境調査の実施状況を共有しておくことを考えている。よって適宜、運営委員会に資料3の内容をその時点で修正した上で報告し、情報を共有しておきたい。(県)

・流域委員会の8月提言の段階では時間切れで十分精査できないまま、具体の検討を県に委ねた部分が少なからずある。したがって整備計画策定の過程で、その調査・検討状況はこれからも運営委員会で順次報告してもらい、協議しておく必要がある。しかし、峡谷の環境調査は新規ダムを

前提とした県独自の調査であり、県の責任で行っているものであるという見解を委員会ではまとめてきたので、状況変化の中で委員会としてスタンスを再整理する必要があるかどうかの検討が必要かもしれない。（委員）

### 3 水文データの公開状況について

本日の資料4および資料5-2を踏まえて、協議を行った。

(主な意見等)

- ・ 雨量、水位などの治水に関するデータだけでなく、利水、環境に関する情報（水道の供給状況、原水・浄水、公共用水域の水質、下水処理水の水質）を共有できるようにすべきである。ある委員から、昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということと、河川の濁水状況を住民に知らせる体制になっていないのではないかと話を聞いた。（委員）
- ・ 流況、水質に関する過去20年間のデータは、基本方針の資料に添付しており、これまで同様の委員からの資料請求についても対応してきている。また、公共用水域の水質については、県民情報センターで公開している。（県）
- ・ 一般住民がそれらのデータにアクセスする方法を教えて欲しい。また、オンタイムの水質データも欲しい。（委員）
- ・ オンタイムで提供できる水質データは限定されるのではないかと。（県）
- ・ 昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということを知り、12/3に現地を調査したが、たまたま、その時降雨があったのでその事実は確認できなかった。なお、生瀬地点での流量は1m<sup>3</sup>/s程度であった。（県）
- ・ 12/5に現地を調査したが、断流は発生していなかった。瓦木ポンプ場からの放流があるため、断流を免れたのではないかと。1号床止めから上流の流量は少なくなっており、3号床止めでは魚道にしか水が流れていない状況であった。（委員）
- ・ 断流騒ぎがあった時期、下流は一面砂浜の状態だった。こんなときにこそ、県は河床の粗度係数などを調査する絶好のチャンス。日ごろ川の状況を見つめている住民の通報にもとづいて、腰を上げるようなコラボレーションの姿勢が欲しい。（委員）
- ・ 12/3に現地を歩いたが、断流の事実は確認できなかった。付近の釣り具店、渡船の関係者に聞き取りを行ったが、断流していたとの情報は得られなかった。目視では、濁り、油の残留も認められなかった。（委員）
- ・ 濁水に関して河川法でも記述があることから、河川管理者も断流発生に関心を持つべきではないかと。（委員）
- ・ 正常流量確保のためのダムの容量は無い\*という話があったが、利水、環境面での担保づくりのため、どのように調査、観測を行うかの具体策を、河川整備計画策定段階で検討すべきではないかと。その検討のため、委員会の場を活用してはどうか。（委員）

\*正常流量は維持流量と水利流量の双方を満たす流量である。武庫川では水利流量を維持するために青野ダムに不特定容量が確保されている。

### 4 その他

その他の項目について協議を行い、それぞれ以下のことを確認した。

- ① 既存ダムの治水活用、水道の広域融通の検討状況について
  - ・ 県は、次回運営委員会で、どのような項目、枠組みで検討を進めているのか、説明する。
- ② 今後の協議の進め方について
  - ・ 県は、次回運営委員会で、河川整備計画策定にかかる検討の枠組みやスケジュールを説明する。
- ③ 流域連携に関する県の取り組み方針について
  - ・ 流域連携に関するイベント等を案内することとし、県関係職員の参加を要請した。

④ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の活動状況の委員会機関紙（ニュースレター）への掲載について

- ・ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会活動と一線を画した活動であり、委員会が提言した流域連携の助走づくりとして流域委員多数と流域住民が一緒になって手弁当で活動しているものである。
- ・ 同会の活動状況を委員会機関紙（ニュースレター）へ掲載することについては、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報も可能なかぎり掲載していくことで合意していたが、運営委員会終了後、この合意について以下のとおり委員会と県とで見解の相違が生じたため、次回運営委員会で引き続き協議する。

**委員会の意見**：委員会の8月提言や基本方針の趣旨から、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報等も可能なかぎり掲載していくのは当然である。

**県の意見**：委員会機関紙発刊の趣旨や他の団体の兼ね合いから判断して、同会の活動報告記載は趣旨にそぐわないが、同会が開催するイベント等の案内程度の情報は可能と思われる。

⑤ 今後の運営委員会開催について

- ・ 整備計画の策定状況についての報告と意見交換等のために、原則として1. 5—2ヶ月に1回程度のペースで開催する。次回は3月をメドに開催する。

(主な意見等)

- ・ 既存ダム活用について、千苅ダム、丸山ダム、青野ダムを対象として、水道管理者と協議している。利水容量の治水転用にあたって、代替水源の確保、水道料金差等が課題となっており、水道事業へ影響を与えない範囲での治水転用可能性を検討中である。広域水融通についても水道事業者と協議中であり、内容の報告は調整が完了した後となる。(県)
- ・ 既存ダムの治水活用について、どういう協議を、何時、何回行ったのか、経過を報告して欲しい。(委員)
- ・ 既存ダムの治水転用可能性については、現在、水道事業者が検討中のため、報告する段階でない。(県)
- ・ 委員会は、既存ダムの治水活用について、河川整備計画レベルでは治水転用を考えるべきとは言っていない。渇水リスク、空振りなどどういう枠組みでどのように協議しているのかわからない。提言していることについて、どの程度検討しているのか報告すべきである。(委員)
- ・ 既存ダムについては活用法として、治水転用、事前放流、予備放流のケースで検討している。(県)
- ・ 既存ダム活用について、どのようなスキームで検討し、提言の趣旨を生かす協議を進めていくのか、その枠組みを詳しく次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 武庫川対策室会議を2/13に開催し、河川整備計画策定に向けての作業について協議する予定である。その内容も踏まえて、3月中にはスケジュール、スキームを検討していきたい。(県)
- ・ 検討の枠組み等を次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 庁内での検討スキームだけでなく、県と委員会との協議に関する枠組みを示すべきである。提言には書いていない意見など、委員会に確認したいことがあるはずである。(委員)
- ・ 提言は、河川整備基本方針だけでなく河川整備計画の内容を含んでいる。更に本委員会を開催してまで、さらに委員会の意見をきくことは考えていない。(県)
- ・ 河川整備計画策定過程で意見を聞くパートナーは流域委員会だけのはずである。検討の枠組みは提言でも書いたが、時間切れで書ききれない項目もある。河川整備計画策定過程でどのように委員会と協議していくのか示すべきである。(委員)

Q1 流域連携に関しては詳細、具体的に提言書にまとめ、基本方針の答申書でも重ねて重要性を指摘した。知事との話でも、流域連携は委員会や住民の役割が大事であることが確認され、委員会にその役割を期待された。武庫川のガイドブック作成などは、資金は土木から支出するにしてもその窓口は県民局等と連携して実施したほうが良いということまで話されている。しかし、武庫川の流域連携活動については、県の腰が重い。流域連携を進める会がミニシンポや交流会などを開催しているが県の担当職員の顔が見えない。揖保川、千種川など他の河川のように、なぜ武庫川では行政が流域連携の取り組みである「武庫川づくりと流域連携を進める会」などに参画しないのか。(委員)

A1 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、委員会とは別のボランティアの立場として実施しているのではないかと。県に、個人としての参画を求めているのか、行政としての参画を求めているのか。(県)

Q2 流域連携については、提言書にも書いた。個人、行政のどちらの立場として参画するかは県が考えるべきことである。県は流域連携に関してやる気がないのではないかと。(委員)

A2 どういう点をもって「やる気がない」と言われているかわからない。流域連携の必要性は認めるが、現時点での参画は無理である。(県)

Q3 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みは、委員会とは切り離して実施しているのではなかったか。(県)

A3 その通りである。委員が自発的に実施している。(委員)

- ・ 県は、(流域連携より)河川整備計画策定を最優先で実施しているという認識でよいか。このことを委員会機関紙に書くがよいか。行政として参画できないのか。(委員)
- ・ 会では、なぜ行政が出席しないのかという意見が出ている。(委員)
- ・ 行政としてやれることと、やれないことがある。(県)
- ・ では、個人レベルでも参画できないか。できないと言うなら、そのように委員会機関紙に書くことになるが、それでいいのか?(委員)
- ・ 淀川でも揖保川でも、千種川でも、行政が関わったり主催したりして川への関心を高める催しを実施している。流域連携は重要でないと考えているのか。(委員)
- ・ 流域連携については、基本的には住民が主体となって実施すべきことである。個人としてなら構わないが、行政として関わるべきではないと考えている。(県)
- ・ 県の業務として関わること、関われないことの峻別が必要であることは了解した。ただ、県の職員も流域に住む住民であり、武庫川づくりを仕事にしている以上、個人として流域連携にかかわる活動に参加することは重要であるということについて、県は否定しなかった。今後とも会のイベント等を案内するので、参加する姿勢を見せることを要請する。(委員)
- ・ 委員会機関紙であるニューズレターに、今後とも「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みを掲載していきたい。(委員)
- ・ ニューズレターに関する契約は3月末で一旦切れる。改めて契約ができるまでの間は、ニューズレター発行はできない。また、ニューズレターは流域委員会の報告を掲載するためのものである。任意の団体である会の案内ならともかく、特定の団体行事を中心に掲載することは、他の団体との関係もあり、問題がある。(県)
- ・ ニューズレターはあくまで委員会の機関紙であり、全体委員会の休会中も整備計画策定過程や委員会の動き、積み残しの委員会報告等の情報提供を続けていく必要がある。そのための費用は、委員会が存続しているかぎり確保されているものとする。流域連携は武庫川づくりの重要な活動であり、提言した流域連携会議等がスタートするまでの助走を、委員会の委員が手弁当で取り組んでいるのが流域連携を進める会である。そうした活動についても情報提供していくことは大事である。(委員)

## 第82回運営委員会の協議状況

日時 平成20年4月4日(金) 13:00~17:00  
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室  
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、佐々木、谷田、田村、土谷、中川、  
酒井  
(河川管理者) 松本、古高、林、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、伊藤、  
平塚

内容(協議結果)

### 1 河川管理者と事務局について

県より、資料7について説明があり、以下のことを確認した。

- ①武庫川流域委員会には、委員会に直属した事務局を設けていない。今後も、武庫川企画調整課が事務局と河川管理者の担当部署を兼務する。
- ②今後作成する行政出席者名簿については、河川管理者と事務局を分離して表示せず、河川管理者として一括りで表示する。

(主な意見等)

- ・ 行政出席者名簿には「事務局」と「河川管理者」を分離して表示しているが、実態は、武庫川企画調整課が「事務局」と「河川管理者」という2つの顔を持って対応している。名簿が実態と合っておらず、誤解を招く恐れがある。(委員)
- ・ 淀川流域委員会では、事務局を委員会に帰属させ第三者である民間コンサルタントに委ねている。武庫川では、準備会議で議論したが経費の関係で、河川管理者の担当部署が事務局を兼務することとなった。武庫川流域委員会は第三者機関としては画期的な位置づけと運営を行っているが、委員会に直属する事務局がないという点では精彩を減じることになる。(委員)
- ・ 委員会運営に関わる具体的な事項については、運営委員会で協議し合意形成を図っている。委員会と河川管理者の二人三脚で委員会運営を行う他の水系にはない先行モデルである。(委員)
- ・ 事務局の役割は、中立の立場を守りながら委員会運営を行うことである。これまで、河川管理者は、委員会の要求通りに会議を開き、また必要な資料も揃えている。現状の体制で委員会運営には大きな支障をきたしていないと考える。(委員)
- ・ 要綱上「事務局は武庫川企画調整課と宝塚土木事務所が行う」としており、河川管理者の担当部署全員が事務局である。(県)
- ・ 委員会と河川管理者では視野の幅が異なるため、委員自らが資料作成に取り組む必要に迫られるなど、資料作成では随分と苦労した。(委員)
- ・ 資料作成の話は、事務局としての対応でなく、河川管理者と委員会側との折衝の中で決めてきたもので、別の話である。(委員)

### 2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について

県より、資料2について説明があり、資料2の記載どおりに公表・周知を進めることを確認した。

(主な意見等)

- Q1 基本方針の国交省同意はいつごろになるのか？ また、申請から同意には、通常どのくらいの期間がかかるのか(委員)
- A1 いつごろに同意をもらえるか分からない。1年オーダーの期間がかかっているケースもあり、一概には言えない。国交省には、随時、同意の手続きを早めていただくよう、お願い

している（県）。

- ・基本方針案の審議を時間的にせかされて、かなり無理な日程で審議してきたのに、そのあとの展開がいつになるかも分からないのでは納得しにくい。内容的には審議過程で国とも細かいすり合わせをしてきているのだから、手続きはともかく、県民への周知を急ぐべきだ。（委員）
- ・“県民だよりひょうご”による周知にあたっては、アピールの仕方を工夫して欲しい。特に、掲載時期については、県政全体を俯瞰して、大きな記事で取り上げてもらえるよう、細かな配慮をして欲しい。（委員）
- ・パブコメ結果等の資料をホームページ“みんなで作る明日の武庫川”（阪神北県民局）にアップしているとのことだが、このホームページへのアクセスがわかりにくい。武庫川流域委員会のホームページから“みんなで作る明日の武庫川”にリンクを貼って欲しい。（委員）→速やかに対応する（県）

### 3 流域対策、既存ダム治水活用に関する検討状況、生物環境に関する2つの原則について

県より、資料3, 4, 5について説明があり、以下の点を確認した。

#### ①流域対策について

- ・基準地点だけではなく、地先に対する治水効果も説明できるよう検討する。
- ・流域対策を効果的に進めるための制度整備について引き続き検討する。

#### ②既存ダム治水活用について

- ・次回の運営委員会で、県は具体的な検討内容が分かる資料を、報告できる範囲で提供する。

#### ③生物環境に関する2つの原則について

- ・今年度の上半期に2つの原則の検討マニュアルができた段階で、運営委員会に説明する。

(主な意見等)

#### ①流域対策について

- ・Q1 「ため池貯留の補助事業採択に向けた検討」とは何か。（委員）
- ・A1 農水省の新規補助モデル事業の1つで、ため池に一定の治水機能を持たせようというもの。要綱については、現在、農水省と財務省が協議中であり詳細は未定。検討というよりは国の動向調査という意味である。（県）
- ・Q2 「詳細測量の実施」とは何か。（委員）
- ・A2 現在行っているものは、標準設計やマニュアル作成のためのサンプル調査である。（県）
- ・対象施設については、最後にまとめて報告するのではなく、箇所が決まり次第、随時報告して欲しい。個別具体の実施箇所を教えてもらえれば、実現に向けた具体的な議論ができる。（委員）
- ・「様々な降雨での治水効果の検討」については、是非とも実施していただきたい。地先に対してどういうメリットがあるのかを説明することが、住民の理解を得る上で重要である。（委員）
- ・農水省の補助要綱が決まらないことを理由に、整備計画にため池貯留を位置付けられないということがないよう、農林部局とはこれまで以上の連携・調整を行うべきである。（委員）
- ・現行の制度にとらわれていては、流域対策を効果的に進めることはできない。そのための制度を考えるのが行政の役割である。（委員）

#### ②既存ダム治水活用について

- ・委員会が提言書をまとめる過程では、時間不足もあり、具体の検討は行政に委ねてきた経緯がある。したがって、県は検討経緯と内容をもっと具体的に報告、説明するべきである。これでは2年前の状況と変わっていない。（委員）
- ・「現況の整理」であればある程度は報告できるはず。提言書作成時には、かなりの現況データを揃えて協議を重ねてきた。そのデータに変更があるのであれば、教えて欲しい。（委員）
- ・現況データについて詳しい情報が欲しい。そうすれば、独自に研究もできる。（委員）

### ③生物環境に関する2つの原則について

- ・ Q1 この原則により保全・再生するのは、現状の環境かそれとも昔の本来の環境か。（委員）
- ・ A1 あくまで現状の環境を守ろうとするものであり、過去の環境まで再生するものではない。この原則は「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果があつて、初めて運用できるもの。（県）
- ・ Q2 基本方針では新たな環境の創造を目標としており、現況維持ということではないのではないか。例えばアユ等の移動の連続性を改善することなどが目標ではないか。（委員）
- ・ A2 あくまで環境の2原則は現況の環境を維持するためのものであり、そういった課題は原則とは別に対応していく。（県）
- ・ 「ひょうごの川・自然環境調査」は平成15年度時点の情報であり、現況の環境を維持すると言つてはいけない。平成15年度時点の環境を維持することは、あくまでも「最低の基準」と捉えるべきであり、目標はさらなる向上をめざすことでなければならない。（委員）
- ・ 共通認識として、原則は最低限クリアすべき水準であり、その上によりよい環境を再生するという目標があるということであればよい。（委員）
- ・ 「現在地の環境収容力を高める」ことの具体の意味について、整理して説明をすること。（委員）
- ・ 検討状況がブラックボックスにならないよう、どのような専門家を選んで、どのような議論を行ったかを明らかにすること。（委員）

## 4 土木工事等の自然環境配慮について

伊藤委員から「土木工事等の自然環境配慮について」の資料説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 県は関係部局や市などとの横の連携を強化して、貴重な環境が失われることのないよう適切な情報提供を行う。

## 5 整備計画作成スケジュールについて

県より、資料1について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 個々の作業スケジュールについて、もう少し具体性のある作業計画を説明することが必要であり、次回にはさらに詳細な説明を行う。
- ・ 中川委員より提案のあった「危機管理対策の検討」について、次回の運営委員会で改めて議論する。
- ・ この資料では各項目で何をいつまでに検討するのかが分からない。（委員）

## 6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

県より、資料6について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 次回の運営委員会で、流域連携を進める上での県の考え方と県の役割分担を具体的に示し、それを踏まえて改めて議論する。
- ・ 県が流域連携に率先して取り組むのであれば問題ないが、余力、ノウハウがないということで、委員有志と流域住民が連携して組織を立ち上げて活動しているのに、なぜもっとサポートをできないのか。知事も流域連携の必要性は認めているではないか。（委員）
- ・ 流域連携については、企業、住民、行政が役割分担をして進めていく必要がある。まずは役割分担をはっきりさせる必要がある。（県）
- ・ 森林部局は助成金などにより、団体を育てて、活動をサポートしている。それに比べて河川については、県は何もしていない。県によるもっと強い誘導が必要である。（委員）



## 第83回運営委員会の協議状況

日時 平成20年6月10日(火) 18:00~21:45  
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室  
出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、川谷、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、佐々木、田村、土谷、  
中川、酒井  
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、  
伊藤、平塚

### 内容(協議結果)

#### 1 河川整備計画策定スケジュールについて

県より、資料1について説明があり、以下のことを確認した。

- ① 運営委員会での県からの報告事項に対して、委員は意見を述べ、議論は行うが、委員会としての意思決定は行わない。(意思決定につながる審議とはしない)
- ② 運営委員会で報告を行う整備計画策定に関する資料は原則公開とするが、各関係機関との協議や資料の内容を踏まえ、個別に公開の可否を判断するものとする。

(主な意見等)

- ・ 委員会での整備計画原案審議が21年9月から半年しかない中で、それまでの間の情報公開、共有の方法を委員会としてどう考えるか。運営委員会は非公開であり、そこでの情報は委員だけしか知らないことになる。(委員)
- ・ これまでの運営委員会資料は、資料の内容にもよるが原則としてホームページに掲載している。今後、運営委員会で報告を行う資料は整備計画策定の検討過程のものであり、そのまま公開した場合、一般の人に対して誤解を招く恐れがあるため、公開はしないと考えている。基本方針策定の時も、総合治水WTの資料は公開していない。(県)
- ・ 報告の内容をどこまで公開するのか整理が必要である。一般の人への情報の出し方をどう考えているのか。(委員)
- ・ 県のスタンスとして、計画策定段階から参画と協働を貫くべきである。ビジョン委員会などはそうしている。例外的に資料を公開しないのは認めるとしても、原則は公開のはずだ。(委員)
- ・ 検討中のものとそうでないものを、きれいに割り切れるか。適宜、本委員会を開催して情報を公開すべきであるが県は予算的な問題を理由に(全体会議を)開くことについて難色を示している。(委員)
- ・ 以前のWTとは違い、現在の運営委員会は「全体委員会休会中は運営委員会に全権を委任する」という決定に基づいて開催しており、限りなく本委員会に近い。そうした認識のもとに、情報共有をどうするか考えなければいけない。(委員)
- ・ 情報共有の考え方としては、①運営委員会の位置付けの変化、②資料の共有、③議論の共有が大事だ。①については、委員の中でも共有できていないのではないかと。③は要約議事録をもう少し丁寧にするとも考えられる。(委員)
- ・ 本委員会休会中は、運営委員会が全権委任されている。要約議事録についても、本文とは別に個別テーマについての補足資料が必要であり、補強することが必要である。(委員)
- ・ 運営委員会での報告事項の位置付けが分からない。どこで、どういった議論をするのか。運営委員会で報告を受けて、審議して結論まで出すのか。報告事項を受けてどうしようとするのか予め決めておくことが必要ではないか。(委員)
- ・ 委員会での議論は原案提示後の9月以降であり、報告事項に対する運営委員会での意見は参考とし、原案に反映する考えである。(県)
- ・ 報告を聞くだけでは意味が無い。報告内容が8月提言の趣旨に合致しているかどうかを判断し、意見を出す。委員会としての意思決定ではないが、それに対して県も意見を言い、原案作成の参考にする。この作業を繰り返しておく、原案ができてからの審議がスムーズになるはずである(委員)
- ・ 意見(議論)と審議が使い分けられるのか。委員会が来年9月に密室審議をしたと言われかねない。(委員)

- ・ 委員会としては、県に対して整備計画検討段階の断片的な報告を求めている。運営委員会は全権委任されているが、意思決定の場ではない。断片的な報告では審議できない。(委員)
- ・ 審議は意思決定が必要であるが、報告に対する意見は、議論を行うが意思決定につながるわけではなく、途中経過のプロセスである。(委員)
- ・ 報告事項は1～5までしかないが、例えば整備計画の項目の「河川環境の整備と保全」については説明がないのか。(委員)
- ・ 報告事項5の「2つの原則に基づく検討」の中で報告する。(県)

## 2 減災対策について

県より、資料2、参考資料6、7について説明があり、以下のことを確認した。

本日の協議を踏まえ、更に具体化した案について、次回運営委員会で協議する。

(主な意見等)

Q1 参考資料6、7はどこが作成したのか。

A1 河川整備課だけではなく農林も含めた横断的組織の治山・治水対策室で作成したものである。(県)

Q2 武庫川流域治山・治水アクションプログラム(以下AP)が10月に出来、それを叩き台として議論するということだが、何故、策定前から見直さないのか。(委員)

A2 APは県下一律地域ごとにハード対策、ソフト対策について策定する。整備計画が策定できていない武庫川は現計画をとりあえず載せることになる。よって整備計画が策定されればAPを見直すことになる。(県)

Q3 この勉強会は、実質的に下流4市の減災対策をレベルアップさせるツールとして考えているのか。(委員)

A3 そのとおりである。(県)

Q4 ハザードマップが土俵になるのか。内水は関係ないのか。(委員)

A4 超過洪水がまず対象だが、H.W.L以下の水位での洪水も対象になる。内水ポンプの調整等は関係してくる。(県)

Q5 この勉強会での検討項目はソフト対策のみだが、提言では堤防強化も言っている。これは対象外なのか。(委員)

A5 この勉強会は河川部局だけでなく防災部局も入った横断的な内容を検討する場である。堤防強化は、河川部局単独でも検討できる議題であり、「整備計画策定スケジュール」で説明した運営委員会報告事項の中に含まれている。(県)

Q6 22年3月に答申となっているが、このようなタリシットを設定した理由はあるのか。(委員)

A6 22年7月に国へ同意申請したいと考えている。1年でも早く事業実施に入ることを考えると国への概算要望(7月)までに整備計画の同意申請をすれば翌年度から事業実施できる。(県)

Q7 そのスケジュールは県が設定した目標か。(委員)

A7 そのとおりである。このスケジュールは既に記者発表資料やパンフにも記載し、公表しているものである。(県)

- ・ 対象範囲が下流4市だが、減災という観点ならもっと上流の山、田んぼ、ため池を含めた広い範囲で考えるべきではないか。(委員)

- ・ 減災対策をハードとソフトにきっちり分けることができるのか。(委員)

- ・ 勉強会に委員とは別に専門委員を招聘してはどうか。(委員)

- ・ 都市計画、まちづくり、土地利用誘導対策などももう少し検討項目を広げるべきではないか。(委員)

- ・ 「整備計画策定スケジュール」の“勉強会”の列と“県民広報”の列のつながりがない。これをつなぐ手段として、公開の勉強会も併せて検討する必要がある。県民への広報は出来上がったものよりも、そのプロセスが大切である。(委員)

## 3 既存ダム活用について

県より、既存ダム活用の検討内容(資料3)と、西宮市の川上ダム撤退(参考資料5)について説明があった。

(主な意見等)

- Q1 資料 3 上の表では、計画給水量は見直した値か。水余り現象を踏まえた考察が必要ではないか。  
(委員)
- A1 計画給水量については、現時点の量で見直していない数字である。水余りについては、今後検討していく予定である。(県)
- Q2 目標年次が近すぎるのではないか。(委員)
- A2 検討は現状を整理して、これを踏まえての検討から開始したい。将来予測は人口動態等を踏まえるため、不確定要素が多い。(県)
- ・ 渇水に対しても減災・防災の面から考えるべきである。(委員)
  - ・ 8 月提言に盛り込まれた趣旨をもう一度理解して欲しい。利水者の理屈だけを聞いていたのでは検討が前に進まない。水需給の緩和や渇水対策についても広域的自治体である県や、委員会等が提言した考え方を否定できるのかという観点から議論して欲しい。(委員)

#### 4 流域連携について

県より、資料 4 について説明があり、以下のことを確認した。

次回の運営委員会で、資料 5 (委員からの意見書) に対する河川管理者の具体的な考え方を示し、それを踏まえて改めて協議する。

(主な意見等)

- ・ 県の姿勢は冷たいと感じた。(委員)
- ・ 流域での活動団体の情報を、河川を軸として把握したうえで支援してほしい。(委員)
- ・ これまでに流域で行われた活動に対する河川管理者の関わり方に疑問がある。(委員)
- ・ 県が財政的に苦しいのは理解している。(委員)
- ・ 国土交通省は加古川や揖保川などの一級河川で、河川管理者自らが川への親水活動や川に親しむイベントを開催したり、住民との連携に中心的な役割を果たしている。兵庫県でも千種川など他の河川では積極的に取り組んでいるのに、武庫川ではなぜ流域連携に取り組むのを躊躇しているのか?(委員)

#### 5 その他

(1) 県より、前回運営委員会で宿題となった事項について報告があった。

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について(口頭説明)

- ・ 県から関係市に対して、貴重種情報を提供するとともに、工事を行う際に配慮を求めた旨の報告があった。

② パブコメ結果のHP 報告について(参考資料 2)

③ 武庫川づくり問答集について(参考資料 3)

- ・ 「武庫川流域委員会」のホームページからもアクセスできるよう、同ページへのリンクを設置する。

(2) 県より、松本委員長との事前協議(6/3)において追加的な宿題とされた事項について報告があった。

① 下流部において昭和 40 年頃に行われた堤防漏水対策事業について(参考資料 4)

- ・ 下流部の阪神本線鉄橋付近の狭隘部における昭和 40 年頃の堤防補強工事について、その事実関係の報告があった。

現地調査で事実を確認した上で詳細な検討を行った結果、当該箇所の堤防は一定の安全率を満たしていたため、他の緊急性の高い箇所(相対的に堤防の強度が弱い箇所)の対策を先行実施しているが、今後更に詳細検討し対策の必要性を検討する。

この旨を現場で地元住民に対して説明しているが、この工事だけをもって当該区間が安全という説明はしていない。

- ・ 今後、堤防強化等について地元説明する際には、流下能力が低い区間であるため安全性について誤解が生じることのないよう、正確な説明をする。
- ・ 阪神電鉄橋梁付近の治水の重点箇所を対象として、堤防法面に存在する民地と河川区域の関係を整理する。これについては、別途説明する場を設ける。

② 名塩川の濁水問題について(口頭説明)

- ・ 口頭説明した事項を、議事録代わりに資料を添付する。

③ 武庫川のアユ放流について（口頭説明）

- ・県から補助金は出しておらず、揖保川産の放流は県下では一般的である旨の報告があった。

③ 県より、池添委員の辞任申し出と退任について報告があった。後任を新たに委嘱しない。（口頭説明）

（主な意見等）

(1) 前回運営委員会での宿題

③ 武庫川づくり問答集

- ・「みんなでつくる明日の武庫川」のHPにアップしたということだが、「武庫川流域委員会」のページを見ても気がつかない。「武庫川流域委員会」のページにもリンクを張るのが親切である。（委員）

(2) 事前協議において話題となった事項

① 過去の堤防漏水対策事業について

- ・ 流下能力が低い区間であるため安全性について、堤防強化について地元住民に説明する際には、誤解の生じない説明をすることを要望する。（委員）

Q1 潮止堰下流左岸側の堤防の裏法に家が建っているが、この様なケースは他にもあるのか。（委員）

A1 この様なケースは他にもあると思われるが、財産権とのせめぎ合いの問題であり、残念な結果であると思っている（県）。

Q2 阪神電鉄橋梁付近は、8月提言の中でも重点地区として取り上げているので、堤防法面の民地が河川区域内かどうか調査し、何らかの機会に説明して欲しい。（委員）

A2 事実を確認する（県）。

Q3 堤防法面が2段になっている場合、上段にドレーンを入れているように思われるが、法尻に入れるべきではないか。（委員）

A3 上段にドレーンを入れているかどうかは分からないが、調査した上で最も効果的な箇所に設置している（県）。

② 名塩川の濁水問題について

Q1 名塩バイパスの工事の濁水問題に関係しているのではないか。（委員）

A1 そのような事実は確認していない（県）。

Q2 濁水に、ややこしい物質は入っていないか。（委員）

A2 濁水の発生源は採石場からの流出土砂であり、そのような物質は混ざっていない（県）。

- ・ 議事録代わりに、口頭説明の事項をメモとして添付して欲しい。（委員）

◆ 口頭説明の概要

5 その他

(1) 前回運営委員会の宿題事項

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について

- ・ 武庫川峡谷（武田尾地区）で実施されたガードレール設置工事において、貴重種のヒメウラジロの存在に気づかず、ヒメウラジロが消失の危機に瀕した事例があった。この件に関しては、県としても、貴重種の保全が大変重要であると認識している。
- ・ そのため、武田尾地区の河川沿いで、今後も工事を実施する可能性のある関係市に対して、県が把握している貴重種の分布情報を提供するとともに、工事の際には貴重種へ十分な配慮を行うよう要請した。

(2) 松本委員長との事前協議(6/3)における追加的な宿題事項

② 名塩川の濁水問題

- ・ 土砂の発生源：名塩川右支川尼子谷川沿川の採石場
- ・ 経緯

平成 18 年 5 月

兵庫県西宮土木事務所・西宮市合同の立入調査実施

（地元から白濁水、採石ガラの流出について苦情があったため）

平成 18 年 8 月	調整池（沈砂池）の浚渫を口頭指示 パトロールを実施
平成 18 年 12 月	調整池（沈砂池）の浚渫を文書指示 現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が途中であることを確認 改善すべき項目について、速やかに報告するように文書指示 採石事業の停止を命令
平成 19 年 5 月末	現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が完了していることを確認
平成 19 年 6 月 1 日	採石事業を認可 事業認可にあたっての条件及び注意事項を文書指示 「沈殿池(沈砂池)及び排水路等は、随時浚渫して維持管理を行うこと」 「毎年5月末日までに、調整池の堆砂状況等について報告書を提出すること」 「場内で発生した土砂や汚濁水が場外に流出しないよう、適切に維持管理すること」 他

### ③ 武庫川のアユ放流について

- ・ 県からの補助金について  
武庫川漁業協同組合によるアユ放流に関して、県からの補助金はでていない。
- ・ 稚魚の単価について  
揖保川での稚魚単価(1尾あたり 30 円～35 円程度)に運搬費や仕分け及び放流の手間賃などを含めたものが必要費用となっているのではないかと考えられる。
- ・ 揖保川産の使用について  
元々、アユ漁が盛んな揖保川で県下のアユ放流量の大部分を養殖しており、揖保川産の使用は、県下では一般的なことである。

## 第84回運営委員会の協議状況

日時 平成20年7月28日(月) 13:30~17:15

場所 宝塚商工会議所 第2、3会議室

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、法西、岡田、酒井、佐々木、田村、土谷、中川  
(河川管理者) 松本、森口、古高、杉浦、長田、吹田、岩間、松井、伊藤、平塚

内容(協議結果)

### 1 減災対策について

県より、「減災対策勉強会」(資料1)について説明があったが、減災対策勉強会の対象とする課題が緊急時の避難対策に限られていたことから、各委員が疑義を唱えた。危機管理、減災対策は緊急時の避難の問題と並んで流域の浸水被害を軽減するための耐水都市づくりや土地利用等のハード対策の重要な論点として委員会提言に盛り込まれており、基本方針にもうたわれている。したがって、避難対策とともにめざす土地利用や都市計画の観点からの減災対策についての検討や勉強会も必要であるとの意見もあり、県は次回運営委員会までに具体的な進め方を検討して提示することになった。委員会は避難対策だけを「減災対策」として取り組むことには同意できないことを表明した。

(主な意見等)

- Q1 この案では、ソフト対策とハード対策の関係がわからない。(委員)
- A1 ハード対策は「治水対策の推進」の中で河川管理者が検討し、ソフト対策と絡む部分を勉強会で検討していく。(県)
- Q2 下流域は密集市街地であり避難所に行けないケースなどもあり、民間マンションと協定すること、建物のピロティ化、土地利用の状況を変えることなどを勉強会の検討対象と考えているのか。下流エリア以外の浸水常襲地への対応は?(委員)
- A2 建物対策、土地利用対策は長期的な話であり、勉強会では避難対策を優先的に検討する。下流エリア以外の上流域での浸水は、内水であること、過去の経験もあることなどから、下流築堤区間を優先的に扱う。(県)
- Q3 避難対策と同様に、逃げずにすむまちづくりや土地利用なども重要なファクターである。これらの検討はどこで行うのか。(委員)
- A3 武庫川総合治水推進会議などで検討したい。(県)
- ・ 整備計画は30年間の計画期間であり、その間にどんどん流域では土地の利用が進み、建物の改築や建て替えが進む。いま進行している計画に歯止めをかけたり、耐水都市づくりを進めないと手遅れになる。土地利用や建築対策も緊急課題として取り組むべき。(委員)
  - ・ 委員会の提言の危機管理は、クライシスマネジメントとリスクマネジメントを合わせたものであるが、県がやろうとしているのはクライシスマネジメントの部分だけである。危機管理は両方セットで動かさないと意味がない。また、今回の提案はクライシスマネジメントの中の行政でやろうとしている部分を取り出したものであり、住民の視点にかかわる部分が抜けている。(委員)
  - ・ 減災対策を検討する全体の枠組みの中で、今回の検討の位置付けを整理する必要がある。今回の検討が、減災対策の検討の全てではないと整理したうえで、もう一つの減災対策についてもどのように取り組むのかを明確にしたうえでないと、流域委員会としてコミットできない。(委員)
  - ・ 仮に、今回の検討が、避難対策の行政部分の検討であるということであれば、勉強会での委員会の立場は、住民視点の提供と住民視点でのチェックということになる。(委員)
  - ・ 園田東地区の住民(「藻川の堤防を考える会」主催)が、猪名川河川事務所や尼崎市の協力を得て、水防活動体験を実施している。なぜ住民が自主的にこういった取り組みをしたのか、県は活動の動機を直接確認してほしい。(委員)
  - ・ 勉強会に他団体を招いて事例紹介をうけるという方法もある。(委員)
  - ・ 減災対策を整備計画に位置付ける方法を提示してほしい。(委員)
  - ・ 避難についての勉強会はこれでやればいいが、別途、まちづくりや土地利用の勉強会の立ち上げが必要で

ある。もう一度検討して、次回の運営委員会で相談してほしい。（委員）

## 2 流域連携について

県より、「流域連携についての県の考え方」（資料2）について説明があり、委員会からは「連携は具体的な計画づくりや川づくりのプロセスで、河川管理者の県と自治体、住民、諸団体が一緒に行動し、連携していくことが大事だ」との指摘があり、以下のことを確認した。

①県はこれまで具体的な行動や活動の場で一緒に行動していくという視点や具体的な案を持ち合わせていなかった。武庫川の水質調査やアユの生態状況の把握、アユの遡上しやすい環境整備の具体策を考えることなどで、どういう連携行動ができるか検討する。

②アユの遡上状況等について、武庫川漁協や流域団体などとの情報交換や関係機関とともに検討を行い、具体的な対策に生かしていく。

③県は「流域連携を進める会」が実施してきた水質調査等との連携について具体的に検討する。

④県は今後、「流域連携を進める会」の会合等に積極的に参加し、連携の実を上げるよう努力する。

⑤武庫川ガイドブックの編集・出版については、県がどのようにかわれるか、具体的に検討する。

（主な意見等）

Q1 県は流域連携に具体的にどのように関わるのか。（委員）

A1 現段階で資料2の記載以上に言えることはない。武庫川ガイドブックの関連では、航空写真や地図をデジタル化してそれを提供して連携していくことを考えているが、予算的に厳しい状況である。（県）

Q2 アユの生息に関する具体的な取組みは？（委員）

A2 「ひょうごの川・自然環境調査」によるとアユは名塩付近まで遡上しているが、国道2号下流の床止めにおいては、魚道はあるものの、床止め直下の水深が浅いことなどから、遡上しにくい可能性もあり、十分な状況とは考えていない。河川の連続性の向上をはじめ、水質などの面でも、より望ましい生息環境の整備が必要と認識している。漁協による遡上に関する調査結果と県の自然環境調査結果との相違を確認し、必要に応じて専門家の意見を聞いたうえで、関係機関と連携して対策の検討を行い、その成果を可能な限り整備計画に反映したい。（県）

Q3 県が実施する水質調査に住民が参加して、同じ時間に同じ場所で水質測定を実施すればどうか。また、住民が水質調査を実施した地点で県も水質測定を実施すればどうか。（委員）

A3 水質調査の実施主体は県の環境部局以外の場合もあるので持ち帰って検討する。（県）

- ・ 活動内容の多様化や人員不足については、県も活動に加わって実情をわかってほしい。（委員）
- ・ 財政難は理解できるが、その中でより有効な予算の使い方があると思う。（委員）
- ・ 全体として県はもう少し主体性を発揮してほしい。（委員）
- ・ 環境部局が行っている武庫川流域環境保全協議会は予算が少ない。流域連携は河川管理者が行ってほしい。（委員）
- ・ 地域活動を一生懸命行っているが、助成金を受けるのもいろいろ困難である。県は何をしてきているのか。何か一つでも具体的に書くことを書いてほしい。（委員）
- ・ 潮止め堰とアユの遡上との関連は、堰を倒して確認してはどうか。（委員）
- ・ アユの遡上は床止工など治水計画とも大きく関連している。治水も含めてどうするか考える必要がある。（委員）
- ・ アユはBOD 5mg/l以下でないと生育できない。参考資料2の5ページの結果では下流域でアウトであり、水質改善の方からアユを考えていきたい。（委員）
- ・ 武庫川でもアユ遡上の可能性はあると思う。水深が浅いことなど課題は多いが、アユ釣りができるという昔の河川に戻したい。（委員）
- ・ 武庫川で発生している白い泡については、専門家に相談してほしい。必要なら調査を実施して、おおよそ泡の原因を明らかにした上で、少なくとも整備計画に対策の道筋を盛り込んでほしい。（委員）
- ・ 武庫川づくりと連携を進める会は、釣り人の状況など現状をよくみている。同会と連携した計画づくりが必要である。（委員）

### 3 その他

- (1) 資料3に関連して、基本方針の国交省同意が未だに得られていない結果、基本方針を流域住民に広く周知する手立てが未だに取られていないことは問題だ。速やか同意を得るか周知の仕方を考えるべきだとの指摘があった。
- (2) 既存ダムを活用について、水需給の問題を県が各市とどのように協議しようとしているのかを次回運営委員会で示す。
- (3) 武庫川の整備計画作成に関する一般住民への情報提供のため、ホームページ上での運営委員会資料について、ニュースレター送付時に案内するとともに、掲示方法をわかりやすく改善する。

(主な意見等)

#### (1) 基本方針同意

- ・河川構造令にある「流水の通常的作用に対する安全」の意味を教えてください。(委員)
- ・住民にとって、現状では基本方針が決まっていないということだから、国交省同意を急ぐべきだ。(委員)

#### (2) 既存ダム活用

- ・今出ダム、上矢作ダムなど新規ダム中止、既存ダム活用は全国的な流れになっている。しっかり検討してほしい。(委員)

#### (3) 情報提供

- ・流域委員会に傍聴されていた方3人から、今の武庫川に関する動きがわからず県や委員会に不信感がある旨のコメントがあった。(委員)



## 第85回運営委員会の協議状況

日時 平成20年9月17日(水) 13:30~17:25  
場所 西宮市大学交流センター 講義室1  
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、岡田、草薙、酒井、佐々木、谷田、田村、中川  
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、長尾、前田、吹田、岩間、松井、伊藤

内容(協議結果)

### 1 減災対策について

県より、「減災対策検討会」(以下、検討会)(資料1)について説明があり、以下の点を確認し、検討会を進めていくことになった。

- ① 提言を出してから2年経過し、委員も個別に減災対策について様々な場で勉強しており、委員が蓄積した知見や情報を県と共有し、意見交換を行い、減災対策の具体案を検討するものである。
- ② 検討会は、流域委員会の一部として位置づける。
- ③ 県が事前資料としてハザードマップ、都市計画、堤防等の資料について準備する。
- ④ 開催回数については県から4回と提案されたが、協議の進捗を見極めながら検討する。
- ⑤ ファシリテーターの設置の有無については、第1回検討会の様子を見て結論をだす。
- ⑥ 検討会のコアメンバーに立候補される委員は、1週間以内に委員長へ連絡する。

(主な意見等)

- Q1 前回の資料から大きく中身が変わったのか。検討会に市は入らないのか。(委員)  
A1 前回は避難に関する項目だけであったが、今回は減災対策の項目を全て網羅しているつもりである。市の担当者との協議は具体案作成後に県が実施する。(県)
- Q2 前回よりも随分とよくなった。ケーススタディー的に提案していくことが大事である。例えばハザードマップをどう市民が受け止めているかなど確認してはどうか。(委員)  
A2 ケーススタディーが時間的に最も効率的であれば検討していく。(県)
- Q3 多くの課題を4回で議論できない。継続した検討が必要ではないか。(委員)  
A3 議論の内容を選択することも必要と考える。減災対策は息の長い話であり、この検討会以降も水防連絡会等に組み込んで息長く取り組んでいくなどの方策もこの中で議論したい。(県)
- ・ 委員会が住民の意見を聴くのがリバーミーティング、減災対策について県とより深く対話するのがこの検討会と考える。(委員)
  - ・ 検討会は流域委員会の中の部会やWGという形でいいと考える。(委員)
  - ・ 検討のポイントは「リスク分析が事前に行われている」、「検討項目の精査」の2つである。リスクが高いところが優先されるべきである。(委員)
  - ・ リスク分析資料として①ハザードマップ、②ビル・戸建住宅等のまちなぎの様子、③守るべきもの(学校、病院)、④堤防高は必要と考える。(委員)
  - ・ リスクに関係付けて検討することは、この検討会の趣旨から離れていくのではないか。(委員)
  - ・ 整備計画をデザインするための検討会と考えている。各項目の仕組みの中身が大切である(委員)
  - ・ 検討会でどこまで議論するのか各委員のイメージや回数も不明である。とにかくやってみないと分からない。(委員)
  - ・ ファシリテーターは、これまでの流域委員会での議論を把握し、減災についても知識のある方を望む。(委員)

### 2 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況について」(資料2)について説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を今後の検討の参考とする。
- ② 放流設備の検討についても今後報告するよう県に要請した。

(主な意見等)

- Q1 取水量に工業用水は入っているのか。(委員)
- A1 3ダムとも工業用水は入っていない。上水のみを整理している。(県)
- Q2 原水の融通もあり得るのか。ダム間の水のやりとりを各ダムの標高(利用水深等)で整理することも必要ではないか。(委員)
- A2 渇水対策として既に検討している。現実的にありえる話を整理し、まとまった段階で報告する。(県)
- Q3 ダムの空き容量の変化を水位等で整理してはどうか。(委員)
- A3 分かりやすい方法で提示する。(県)
- Q4 北海道豊平川等やダムの自主的運用などの低水路管理の文献や千苺ダムの過去のデータを収集して検討して欲しい。(委員)
- A4 現在検討しているので、出来た段階で報告する。(県)
- Q5 川下川ダム等他のダムは検討対象としないのか。(委員)
- A5 提言の3ダムを優先で検討している。その結果次第でその他のダムを検討するかどうか判断したい。(県)
- Q6 千苺ダムの取水量グラフはなぜ凸凹なのか。(委員)
- A6 阪神水道で3回事故があったためである。その他の凸凹は現在確認中である。(県)
- Q7 千苺ダムが配水しているキリンビール工場への上水と一般上水の比率を整理して欲しい。またキリンビール工場が利用している上水のうち千苺ダムと青野ダムの比率も整理して欲しい。(委員)
- A7 参考とさせていただく。(県)
- Q8 放流方式をもっときめ細かくすることを検討できないか。(委員)
- A8 放流方式については、国交省の事例も集めたいが、最新の知見に近い方法と考えている。(県)
- ・ 降雨の予測値と観測値の関係を示して欲しい。早い時点での降雨予測値がどれだけ整合しているのか。(委員)
- Q9 地下水を水源とした水融通を考えなければいけない。中下流の正常流量を地下水利用が脅かしているという考えもある。環境水源の確保を水源の確保という意味で考えて欲しい。(委員)
- A9 地下水の水融通がダムの水融通に直接関係があれば検討するが、そうでなければ正常流量で検討していきたい。(県)
- Q10 東播用水との相互融通できるようになっているのか(委員)
- A10 計画ではつなぐことになっているが、現状はできていない。(県)
- ・ 渇水と洪水の空間スケールは全く違う。渇水は広域的に起きるので気をつけることが必要である。(委員)

### 3 流域連携について

県より、「平成20年度武庫川水系水質調査地点」(資料3)と「武庫川ガイドブックサンプル(案)」(資料4)について説明があり、以下のことを確認した。

- ①資料3を参考にし、次回運営委員会でのどのような連携ができるか検討する。
- ②武庫川ガイドブックについては、流域連携を進める会に県が出席し、情報を共有しながら検討を進める。

### 4 その他

#### (1) 都賀川水難事故について

県より、「都賀川水難事故について」(参考資料2)について説明があった。

#### (2) 環境の「2つの原則」に係る検討状況について

県より、「環境の「2つの原則」に係る検討状況について」(資料5)について説明があった。

#### (3) 上流域の多自然川づくりの取り組み評価

酒井委員より、表記に関する意見書が提出された。

#### (4) 武庫川漁協との協議について

県より、武庫川漁協組合と以下の協議内容について報告があった。

- ・ 6/26 漁協組合に今年度の工事説明を行った。
- ・ 8/27 漁協が独自で委託調査した「武庫川のアユの調査報告」の内容を組合長と県で確認した。武庫川はアユが棲める川である。今後も漁協組合と情報を共有し、話を進めていく。

(5) 運営委員会資料

運営委員会出席委員と欠席委員では、情報の理解等に関して格差が広がっている。欠席委員に資料等を送る場合には以下の点に配慮することを確認した。また運営委員会としての報告が必要か県と相談し、次回運営委員会で協議する。

- ・ 資料の位置づけ（全体の流れの中でどの位置にあるのか）
- ・ 資料の補足説明（その資料の持つ意味合いを分かるように）

(6) 基本方針の周知

県は河川整備基本方針の周知を図る具体的な案を次回運営委員会に提案する。

（主な意見等）

- ・ 武庫川下流では水質が非常に悪く、上流では白い泡がでていること。
  - ・ 水量が少なく、その影響で砂が堆積すること。
  - ・ 床止めが撤去できなければ、海と川の連続性は確保できないこと。
- 以上を踏まえて2原則の評価テーマの内容を充実して欲しい。（委員）

## 第86回運営委員会の協議状況

日時 平成20年11月17日(火) 13:30~17:30  
場所 宝塚商工会議所 第2・3会議室  
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、酒井、佐々木、谷田、  
田村、土谷、中川  
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、伊藤、  
平塚

### 内容(協議結果)

#### 1 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況について」(資料1)について説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を、県は今後の検討の参考とする。
- ② 千苺ダムの施設改造や治水活用の検討状況を次回運営委員会で報告するよう県に要請し、確認した。

(主な意見等)

Q1 水位回復を4日間で評価しているのは何故か。(委員)

A1 ひとつの洪水の期間として設定している。(県)

- ・ 1つの連続降雨にこだわる必要はない。利水容量が底をつくまでに、その予備放流が原因で空にならなければ良いのではないか。(委員)
- ・ 降雨予測が外れて予備放流が空振りとなり、渇水が生じた場合には補償が必要となる。ダムの水位が底をついた時点では補償が必要だが、1雨ごとに空振りの評価をする必要があるのかどうか。(委員)
- ・ 回復も必要だが、治水を考えると、まず、予備放流できるかどうかが重要である。(県)

Q2 放流が間に合わないのであれば、もっと早い段階から、予備放流を始めてはどうか。(委員)

A2 気象協会の12時間先の降雨予測を使ってシミュレーションを行っている。(県)

Q3 他にも、もっと良い方法があるのではないか。一つの方法にこだわり過ぎるのは良くない。(委員)

A3 最新の予測システムを使って検討していると考えているが、他に方法があるのであれば、具体的な方法を教えて欲しい。(県)

- ・ 放流できなかったケースがあることは、それほど重要ではない。利水を治水に活用するための障害とはならない。(委員)
- ・ シミュレーションと実績は別のものである。この資料は、過去の実際の降雨パターンにおいて、設定した放流ルールに従って予備放流した場合に、放流ができるのかを確認したものである。(委員)
- ・ いろいろな降雨パターンを考えた評価を視野に入れて検討していくことが必要だ。もっとフレキシブルに検討をしてほしい。(委員)

Q4 予備放流量の設定理由は。(委員)

A4 現在の予備放流量を段階的に増量した。今後、精度を上げていく予定である。(県)

Q5 甲武橋流量を入れて検討すべきではないか。(委員)

A5 今回の検討は予備放流量の設定についての検討であり、甲武橋流量については、予備放流量を設定した後に算出することになる。(県)

- ・ 千苺ダムの検討状況については、次回の議題とする。

#### 2 流域対策の検討状況について

県より、「流域対策の検討状況について」(資料2)について、学校・公園における概略設計の説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を今後の検討の参考とする。
- ② ため池の検討状況についても次回に報告するよう県に要請し、確認した。

(主な意見等)

- Q1 地盤の形状に応じて、掘削を併用するなど貯留容量を出来るだけ多く確保するよう整備方法を工夫すべきではないか？(委員)
- A1 個別箇所での具体の検討は事業実施時に検討する。(県)
- Q2 武庫川の流域対策の費用負担はどう考えているのか？(委員)
- A2 検討中である。(県)
- Q3 貯留水深の設定などから効果は最小、費用は最大という考え方で資料を作成しているのではないか？(委員)
- A3 全くそんなことはなく、前向きに検討を行っている。貯留水深は安全面から設定している。(県)
- ・西宮市で実際に整備されている学校貯留では、もっと安くできていると聞いている。構造をより軽易にするなどもっと安くした方が、市の協力を得やすいし、数も多く実施できて効果的であると考えます。(委員)
  - ・整備する箇所は、内水で浸水する地区内で行っても意味がないので、効果的な箇所を選定すべきである。(委員)
  - ・基準点における河川計画の対象とする降雨だけでなく、ゲリラ豪雨などに対する狭い地域での効果もあるかもしれないので示してほしい。(委員)
  - ・河川への流出抑制のためだけに流域対策が必要というのでは説得できない。多様な機能、効果、意義を整理すべきである。(委員)
  - ・貯留水深が30cmを超えても啓発などで大雨の時は立ち入りを制限し、貯留容量をできるだけ大きくするなど考えるべきである。(委員)
  - ・学校は様々な用途に使用されるので、30cmは妥当と考える。(委員)
  - ・ため池については、治水容量の確保の方法として水位を下げるという方針で提言している。県からは嵩上げも検討しているという話があったが、嵩上げを議論する前に水位を下げる方針が難しいことの説明が必要である。(委員)

### 3 河川整備計画基本方針のリーフレット(案)について

県より、「河川整備基本方針のリーフレット(案)について」(資料3)について説明があり、以下の点を確認した。

- ・県はリーフレットの広報手段、印刷部数等の具体策を次回運営委員会までに報告すること。

(主な意見等)

- Q1 基本方針は未だに国の同意を得られていないが、河川整備計画の原案ができた段階で、基本方針の同意を得られていないことがあるのか。(委員)
- A1 そのようなことがないように国と調整する。(県)
- Q2 基本高水流量を書かない理由は？(委員)
- A2 基本高水流量を記述すると、流域対策との関係が分かりにくくなるので、洪水のピーク流量を河道、洪水調節施設、流域対策で分担するイメージで図を作成した。(県)
- Q3 関心のある人は基本方針の全文を読みたいはずだが、簡潔な概要に過ぎないこのリーフレットを読んでもらう対象者をどのように想定しているのか？ また、配布の方法や印刷部数はどのように考えているのか。県民だよりに折り込んで流域に全戸配布したらどうか？(委員)
- A3 全戸配布までは考えていない。県や市の関係機関へ配布する。県も住民に対する事業計画や工事説明などいろんな場面で配布する。(県)
- Q4 何部印刷するのか？(委員)
- A4 印刷は白黒で、部数は今後検討する。(県)
- ・千種川で全戸配布したように、県民だよりに折り込み全戸配布すべきである。(委員)
  - ・このリーフレットは、整備計画の原案を審議する流域委員会が再開するまでの間のいのちだ。すみやかに広報するよう努めるべきだ。(委員)

- ・ 環境の2原則に「保全や再生の代替地が見あたらない場合は計画を再考する」を追記すべきである。(委員)
- ・ 「～これまで～」には、提言書の提示、基本方針原案に対する協議、答申等の時系列がわかるように記載すべきである。(委員)
- ・ 「～これから～」には、委員会と意見交換するなどの手続きを書くべきである(委員)

#### 4 その他

##### (1) 武庫川一斉調査に関する提言と要望について

村岡委員より「武庫川一斉調査に関する提言と要望」(資料4)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ・ 県は、7月の運営委員会の確認事項に基づき、水質調査、鮎の遡上についての具体案をまとめて、どのように流域連携を進めていくのか次回運営委員会で明らかにすること。

##### (2) 減災対策検討会について

中川委員より「減災対策検討会での検討について(提案)」(資料5)、県より「減災対策検討会の設置(案)」(資料6)について説明があり以下のことを確認した。

- ・ 県は、県の減災対策検討会メンバーを再検討し、参加メンバー名を減災対策検討会で確認すること。

##### (3) 欠席委員への資料送付について

県より運営委員会欠席委員に対する資料送付について「運営委員会資料の内訳」(資料7)を送り状と併せて添付していることの報告があった。

#### <(1)に対する主な意見等>

- ・ 「流域連携を進める会」の武庫川一斉調査は、流域住民に活動の輪を広げてもらえるのであれば、流域連携に合致する取り組みであると考えている。また、県・市の実施する水質調査との連携は調査の趣旨が異なっているため、共同実施が困難であることは理解した。但し、経費の支援については、現在の県の財政状況では新たな支援制度を創設することはできないので、既存の各種補助金・助成金メニューを活用していただきたい。(県)
- ・ 経費の支援が難しいとしても、県の環境調査の一環として必要な調査キットを提供するなど、何らかの方法で支援することはできないのか。(委員)
- ・ 県としては、提案されているパケットによる調査の必要性は認めない。(県)
- ・ この調査は、基本方針に記載された「流域連携」の趣旨に則って実施しようとするものである。(委員)
- ・ 県として必要性がなければ支出することはできない。「流域連携を進める会」として、他の市民活動団体と同様に自主・自立の原則のもと取り組んでいただきたい。流域委員会の委員の多くが加入する団体だからといって、行政に金銭的な支援を期待するのはおかしいのではないか。公平性の原則にもなじまない。(県)
- ・ ダム関連の峡谷の環境調査に対しては1億円もの巨額の費用をかけている。水質調査を通じた流域連携にも、わずかな費用をかけられないはずがない。(委員)
- ・ なぜ「流域連携を進める会」から県への要望が運営委員会の場で議論されるのか理解できない。委員の多くが加入している団体の取り組みであるから、この場を借りて県に要望を行うという行為自体が公平性を欠いているのではないか。(委員)
- ・ 「流域連携を進める会」には、流域委員会委員をはじめ、武庫川に関わる各団体のリーダーが入っているので、支援するということはおかしくないのではないか。(委員)
- ・ 「流域連携を進める会」は、流域委員会の提言の中に示した流域連携を進めていくために、委員自らが率先して連携づくりのきっかけをつくらうとはじめたものであり、流域の多くの住民団体のメンバーが参加

しており、将来的には提言書にある「武庫川流域圏会議」に発展していくものである。流域の数ある団体の一つに過ぎないという認識から、「公平性」を持ち出して支援を否定するのは見当違いである。この団体と連携を否定するなら、行政として流域連携をどう進めるのかについての具体的な提案をすべきである。

- この程度の支援さえ対応できないというなら、県はどのように流域連携を進めていくのか具体的に明らかにする責任がある。水質一斉調査は、7月の運営委員会の確認事項に基づく提案の一つである。県はあらためて水質調査や鮎の遡上回復について、どのように流域連携していくかの具体案をまとめて、次回運営委員会で明らかにしてもらいたい。（委員）

#### 4 次回運営委員会

基本方針の答申から1年が経過し、整備計画原案の審議が始まる中間点に立っているが、流域委員会の全体会休会中の運営委員会は、委員の出席状況が均一ではなく、情報の共有に格差が生じているため、次回運営委員会は全委員を対象とした拡大運営委員会として開催する。

よって、全委員の来年1月上旬から2月中旬の日程調整を行い、拡大運営委員会開催の日程が決まり次第、各委員へ連絡する。